

児童扶養手当・特別児童扶養手当

健康福祉課子育て支援室

高齢・障害係
☎ ②(25)11184

児童扶養手当制度とは

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を育成されている家庭（ひとり親家庭）などの生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための制度です。

受給できるかた

手当を受けることができる人は、次の条件に当てはまる

人は、次に達する日以後の最初の18歳に達する日までの間にある児童を監護している母や、児童を監護し生計を同じくする父または児童を養育している人です。

①父母が婚姻を解消した児童
②父または母が死亡した児童
③父または母が重度の障がい（国民年金の障がい等級1級程度）にある児童
④父または母の生死が明らかでない児童
⑤父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
⑥父または母が裁判所からのD.V.保護命令を受けた児童

- ⑦父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧母の婚姻によらないで生まれた児童
- ⑨父母とも不明である児童
- ※なお、児童が身体または精神に中程度以上の障がいを有する場合は、手続きにより20歳未満まで手当の支給延長が認められます。

受給できないかた

次のような場合は、手当は受けることができません。

①日本国内に住所がないとき
②父または母の死亡について支給される公的年金を受けることができるとき
③父に支給される公的年金の加算の対象になっているとき
④労働基準法などの規定による遺族補償を受けることができるとき
⑤児童福祉施設に入所しているときまたは里親に委託されているとき

⑥父または母の配偶者（内縁関係含む）に養育されている

支払時期

それぞれ4月、8月、12月

- ①日本国内に住所がないときある場合を除く）
- ②公的年金を受けることができるとき（国民年金法に基づく老齢福祉年金を除く）
- ③父、母または養育者が・・・
- ④日本国内に住所がないときか月分が口座振込で支払われます。

支給額（10月現在）

支給区分	児童1人の場合
全部支給	月額 41,020円
一部支給	月額 41,010円～9,680円

※児童が2人の場合は上記金額に5,000円加算され、3人以降はさらに3,000円ずつ加算されます。

手続きに必要なもの
(新規認定請求)

・新規認定請求書
・請求者と対象児童の戸籍謄

（原則11日）に前月までの4か月分が口座振込で支払われます。

級、療育A～B1程度または診断書による自閉症や広汎性発達障害など）

- ・児童が施設に入所している
- ・児童が障がいを理由とする
- ・公的年金を受給しているとき
- ・児童が施設に入所している
- ・児童が障がいを理由とする
- ・公的年金を受給しているとき

支給額（10月現在）

区分	児童1人の場合
1級	月額 49,900円
2級	月額 33,230円

※区分は、身体障害者手帳の等級とは異なります。

手続きに必要なもの
(新規認定請求)

・新規認定請求書
・請求者と対象児童の戸籍謄

政令で定める程度の障がいのある20歳未満の児童の福祉の増進を図るための制度です。

受給できるかた

在宅で精神、身体または知的の障がいのある20歳未満の児童を監護している父母または養育者（障がいの種類により異なりますが身体1～3

D.V.保護命令を受けた児童